

平成30年 8 月24日

## 第 115 回 遠野市農業委員会総会議事録

## 第115回遠野市農業委員会総会議事録

告示年月日 平成30年8月13日  
告示番号 遠野市農業委員会告示第10号  
会議年月日 平成30年8月24日  
会議の場所 遠野市役所とびあ庁舎 大会議室  
出席委員 1番 菊池靖、2番 白金英子、3番 多田登、4番 古屋敷徳夫、  
5番 佐々木誠一、6番 佐々木恵美子、7番 新田佐悦、8番 河内克倫、  
9番 綱木秀治、10番 多田靖志、11番 佐々木義弘、12番 鈴木重徳、  
13番 鬼原壽一、14番 田中ナオ子、15番 菊池清重、16番 小向幸子、  
17番 奥寺晴夫、18番 奥友康悦、19番 千葉勝義

会議に出席した職員 事務局長 佐々木 徹  
次長兼農業振興係長 菊池 今英  
副主幹兼農地係長 千葉 芳治

本日の案件 第115回遠野市農業委員会総会提出議案のとおり  
報告第1号 農地法第3条の3第1項に係る専決処分  
報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について  
報告第3号 遠野市農業委員会農地現状変更に関する取扱要綱第5条による届出について  
議案第27号 農地法第2条第3項の規定による農地所有適格法人の要件の適合性に係る適否の審査について  
議案第28号 農地法第3条第1項の規定による使用収益権設定許可申請に対する可否決定について  
議案第29号 農地法第3条第1項の規定による所有権移転許可申請に対する可否決定について  
議案第30号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について  
議案第31号 農地法第5条第1項の規定に

開会時刻 午後1時30分

議	長	<p>それではただいまから総会を進めてまいります。開会宣言をする前に遠野市農業委員会憲章の朗唱を行います。ご起立願います。先唱を18番、奥友委員にお願いします。</p> <p>〔遠野市農業委員会憲章〕朗唱により記載省略</p>
議	長	<p><b>【会議成立宣言】</b> 本日の出席委員は19名であります。定足数に達しましたので、第115回遠野市農業委員会総会は成立することを宣言します。</p>
議	長	<p><b>【会長報告】</b> 続いて会長として出席いたしました会議等の内容について報告いたします。遠野市農業委員会事務事業経過報告書に記載のとおりでございます。</p> <p>7月27日、●●市農業委員会視察研修対応で、運営委員さん、田中ナオ子委員さんに説明をいただいております。</p> <p>7月31日、●●県●●市議会視察研修対応。運営委員さん、田中ナオ子委員さんで対応しております。</p> <p>8月1日、平成30年度JAいわて花巻懇話会。約450名で、花巻温泉で開催しております。</p> <p>8月7日、平成30年度第1回上閉伊地方農業委員会連絡会。会長と職務代理者、事務局で対応しております。</p> <p>8月18日、平成30年度遠野市戦没者追悼・平和祈念式。戦没者に関しては市内の1,833人という報告でございました。</p>
議	長	<p><b>【事務事業経過報告】</b> 続いて、今月の農業委員会事務事業の経過について、事務局長に説明をいたさせます。</p>
事	務	<p>7月30日から8月9日、平成30年度農地パトロールを、市内11地区で実施しております。</p> <p>8月3日、第2回農業委員会だより編集会議を開催しました。</p> <p>8月10日、農地法等申請締切日です。</p> <p>8月17日、農地転用等現地確認調査を実施しました。</p> <p>8月22日、第6回運営委員会を開催しております。</p> <p>そして本日、第115回農業委員会総会を開催しております。総会終了後、第3回農業委員会だより編集会議を開催する予定です。</p> <p>8月25日以降の主な行事予定です。</p> <p>8月28日から9月13日、平成30年9月遠野市議会定例会が開催されます。</p> <p>8月29日、●●県●●●●町農業委員会が視察研修にいらっしゃいます。午後1時30分から、農業委員、推進委員、事務局で対応する予定です。</p> <p>9月10日、農地法等申請締切日です。</p> <p>9月11日、平成30年度農業委員・農地利用最適化推進委員ブロック別研修会が花巻市で開催されます。</p> <p>9月14日、農地転用等現地確認調査を予定しております。翌週18日に予備日を予定しております。</p> <p>9月20日、農業委員会だより「遠野盆地」を全戸配布する予定です。</p> <p>9月25日、第116回遠野市農業委員会総会を開催する予定です。</p> <p>10月1日、平成30年度第2回新任農業委員・農地利用最適化推進委員研修会が盛岡市で開催されます。</p> <p>11月1日から11月7日、平成30年度農地相談会を開催する予定でございます。</p> <p>11月8日、平成30年度岩手県農業委員会大会が盛岡市で開催されます。</p> <p>以上です。</p>

議	長	<p><b>【報告事項】</b> 次に報告事項に入らせていただきます。報告第1号、農地法第3条の3第1項に係る専決処分について、事務局にその内容を説明いたさせます。</p>
事務局長		<p>それでは1ページと2ページをご覧ください。報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出に係る専決処分の報告について、であります。農地法第3条の3第1項の規定による届出について、遠野市農業委員会規則第5条第2項の規定により専決処分したので同条第3項の規定により報告するものであります。 番号1番から6番まで、全て備考欄に書かれている方の死亡による相続によりまして、土地の所有権を取得した届出があった内容であります。それを専決処分いたしました。 報告は以上です。</p>
議	長	<p>ただいま事務局に報告をいたさせたことに質問等ございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議	長	<p>質疑なしと認め質疑を終結します。 次に報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局にその内容を説明いたさせます。</p>
事務局長		<p>報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知について、であります。農地法第18条第6項及び同法施行規則第68条の規定により、農地又は採草放牧地の解約を合意で成立した旨下記の者より通知書が提出されたので報告するものであります。 番号1番、●●町の田5筆、4,834㎡、契約時の誤り記載により解約するものであります。この土地につきましては、平成30年5月24日開催の第112回総会において議案第9号で議決をいただいた中の一つでありまして、利用権設定の書類、契約をする際に全部で7筆記載しておりましたがそのうち5筆を誤って記載していたものであります。それが分かったのは共済の細目書を確認した時点で、誤りに気づきまして今回賃貸借解約の申し出があったというものであります。それによりまして今回報告するものであります。7筆のうち5筆が今回なくなって、残りの2筆で面積2,006㎡が賃貸借になるということになっております。報告は以上です。</p>
議	長	<p>ただいま事務局に報告をいたさせたことに質問等ございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議	長	<p>質疑なしと認め質疑を終結します。 次に報告第3号、遠野市農業委員会農地現状変更に関する取扱要綱第5条による届出について、事務局にその内容を説明いたさせます。</p>
事務局長		<p>報告第3号、遠野市農業委員会農地現状変更に関する取扱要綱第5条による届出について、であります。遠野市農業委員会農地現状変更に関する取扱要綱第5条の規定により農地現状変更届出を受理したので、同要綱第6条の規定により報告するものであります。 番号1番、●●町で、田と畑2,535㎡のうち198㎡の牛舎を移転するものであります。■■■■■■■■の道路工事に伴いまして牛舎を移転する必要があり届出されたものであります。施行時期が平成30年9月1日から平成30年11月10日まででありまして、委託業者につきましては記載のとおりであります。以上です。</p>
議	長	<p>ただいま事務局に報告をいたさせたことに質問等ございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>

議	長	<p>質疑なしと認め質疑を終結します。</p> <p>次に、議案審議に先立ち注意事項を申し上げます。自己又は同居する親族、若しくは配偶者に関する案件は、該当する委員はその議事に参与できないことになっておりますので審議には退席を願います。</p>
議	長	<p>【日程第1】</p> <p>日程第1、議事録署名人並びに書記の指名について、遠野市農業委員会会議規則第13条の規定により本職から指名したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議	長	<p>ご異議なしと認め議事録署名人に1番、菊池靖委員、2番、白金英子委員、会議書記には事務局、菊池今英次長を指名いたします。</p> <p>次に、農地法等に係る議案総括表の説明を事務局からいただきます。</p>
副	主 幹	<p>5ページでございます。第115回遠野市農業委員会総会提出議案総括表でございます。</p> <p>法第3条、今月計11件、30,332㎡。</p> <p>利用集積、なし。</p> <p>法第4条、今月計2件、1,802㎡。</p> <p>6ページでございます。</p> <p>法第5条、今月計6件、6,870㎡。</p> <p>適用外、なし。</p> <p>法第18条第6項、今月計1件、4,834㎡。</p> <p>以上でございます。</p>
議	長	<p>【日程第2】</p> <p>それでは日程第2、議案第27号、「農地法第2条第3項の規定による農地所有適格法人の要件の適合性に係る適否の審査について」を上程いたします。なお、議案の朗読は省略し直ちに内容の説明をいたします。事務局に説明をいただきます。</p>
事務局次長		<p>7ページでございます。議案第27号、農地法第2条第3項の規定による農地所有適格法人の要件の適合性に係る適否の審査について、説明いたします。本件はこの後にご審議いただきます議案第29号、11ページの番号8番と9番、農地法第3条第1項の規定により法人が農地を所有した時のために必要な要件の審査となっております。参考資料としてカラー刷りの両面の、法人が農業に参入する場合の要件を書いてございますのでご覧ください。この資料の農地所有適格法人（農地を所有する法人）に記載がありますとおり4つの要件がございます。資料の裏面には各要件の詳細が記載されておりますので参考に、併せてご覧願います。それでは議案書をご覧願います。</p> <p>要件の1点目、法人の形態要件は、農地法第2条第3項に該当する非公開の株式会社であり、定款に株式譲渡制限が定められております。</p> <p>要件の2点目、事業要件は、具体的には農業に関する売上高が5万以上であることとあります。平成30年9月に設立された新しい会社ですので過去の実績はありませんが、パドロンとホップの生産、その他として加工品販売やビアツーリズムの関連事業が計画されている会社でございます。農地以外の事業の売上高は特になく、大手ビールメーカーや市の支援を受け、「ビールの里遠野構想」の主格として将来を期待されている会社でもあり、主たる事業が農業であることの条件を満たすものと考えます。</p> <p>8ページでございます。</p> <p>要件の3点目、議決要件につきましては、農業に年間150日以上従事している農業関係者以外の議決権が100分の19であり農業者の議決権の過半数でありますので適合してございます。</p> <p>要件の4点目、役員要件は役員のうち3名が年間150日以上の農業従事者であり、</p>

		<p>かつ役員 3 名が 60 日以上の農作業従事者であることから適合してございます。 以上で説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。</p>
議	長	<p>説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議	長	<p>質疑なしと認め質疑を終結します。お諮りいたします。議案第 27 号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p>
議	長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第 27 号は原案のとおり「可」と決しました。</p>
議	長	<p><b>【日程第 3】</b> 次に日程第 3、議案第 28 号、「農地法第 3 条第 1 項の規定による使用収益権設定許可申請に対する可否決定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。</p>
副主幹		<p>9 ページでございます。議案第 28 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による使用収益権設定許可申請に対する可否決定について、でございます。農地法施行令第 3 条第 1 項の規定により提出された下記の許可申請について、可否の決定を求めるものでございます。</p> <p>番号 1 番、10 ページの議案第 29 号番号 3 番と 13 ページの議案第 31 号番号 2 番と関連してございますが、借受人は現在妻、子供と借家住まいをしておりますが、今回実家の隣に住宅を建築するとともに近接地に農地を借り受けて野菜を栽培しようとするものでございます。使用貸借の期間は記載のとおりとなっております。以上、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため許可要件の全てを満たしているものと考えます。ご審議よろしくをお願いします。</p>
議	長	<p>ただいまの説明に関連して担当委員から現地確認調査結果の説明をお願いします。 ●●地区担当委員をお願いします。</p>
11 番委員		<p>11 番、佐々木義弘です。8 月 17 日、農業委員 2 名、推進委員 1 名、事務局 3 名で現地を確認いたしました。現地は●●●地区です。借受人が現在遠野に住んでいますが、実家のそばに、先ほど事務局が説明したとおり家を建てるということで、関連議案が 29 号と 31 号にありますが、遠野に住んでいますが地元の消防団に入っていたり集会もやっていたりしています。両親のそばで生活するというので何ら問題はないと判断しました。よろしくをお願いします。</p>
議	長	<p>はい、ご苦労様でした。以上で現地確認調査の説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議	長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第 28 号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p>
議	長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第 28 号は原案のとおり「可」と決しました。</p>
議	長	<p><b>【日程第 4】</b> 続きますして日程第 4、議案第 29 号、「農地法第 3 条第 1 項の規定による所有権移転</p>

<p>副 主 幹</p>	<p>許可申請に対する可否決定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。</p> <p>10 ページでございます。議案第 29 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による所有権移転許可申請に対する可否決定について、でございます。農地法施行令第 3 条の規定により提出された下記の許可申請について、可否の決定を求めるものでございます。</p> <p>番号 1 番、譲受人が規模拡大し農地を譲り受けるものでございます。当申請地は譲受人の職場からも近く、主たる耕作は譲受人および譲受人の家族が行いますが、当申請地の近隣に市外から転入し居住する叔父にも手伝っていただくとのことでございます。売買価格は記載のとおりとなっております。</p> <p>番号 2 番、譲渡人は平成 30 年 4 月に相続で当申請地を所有したのですが、今回主たる耕作者である夫へ生前贈与するものでございます。</p> <p>番号 3 番、9 ページの議案第 28 号番号 1 番と 13 ページの議案第 31 号番号 2 番と関連しておりますが、買受人は現在妻、子供と借家住まいをしており、今回実家の隣に住宅を建築し近接地に農地を譲り受けて野菜を栽培しようとするものでございます。売買価格は記載のとおりとなっております。</p> <p>番号 4 番、譲受人の居宅に隣接した農地であるため今までも譲受人が当申請地の草刈り等の管理を行っていたとのことで、今回譲渡人からの譲渡し要請とともに譲受人も自宅の近接地で耕作の便が良いことから譲り受けるものでございます。売買価格は記載のとおりとなっております。</p> <p>番号 5 番、譲受人は県外から市内に転入し、平成 30 年 4 月総会の案件でもございましたが、農地を譲り受けて新規就農された方でございます。現在は市内に借家住まいをされておりますが当申請地の近接地に住居も建築することとなっております。規模拡大し近接地の農地を譲り受けるものでございます。売買価格は記載のとおりとなっております。</p> <p>11 ページでございます。</p> <p>番号 6 番、譲渡人の法人は現在休業中のため所有農地を譲り渡すもので、当法人が所有している農地でございます。譲受人は相手方の要請により譲り受けるものでございます。売買価格は記載のとおりとなっております。</p> <p>番号 7 番、当申請地は譲受人の近接地にあり、今までも当申請地を借りて野菜などを作付けしていたとのことで、今回譲渡人の要請により規模拡大し譲り受けるものでございます。売買価格は記載のとおりとなっております。</p> <p>番号 8 番 9 番、7 ページの議案第 27 号番号 1 番と関連しておりますが、譲受人が規模拡大し譲り受けるもので、譲渡人は相手方の要請により譲り渡すものでございます。売買価格は記載のとおりとなっております。</p> <p>番号 10 番、当申請地は譲受人の経営する畜舎の近接地にある農地で、譲渡人の要請により規模拡大し譲り受けるものです。売買価格は記載のとおりとなっております。</p> <p>以上 10 件、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため許可要件の全てを満たしているものと考えます。ご審議よろしくお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいまの説明に関連して、担当委員から現地確認調査結果の説明をお願いします。最初に●●地区担当、●●推進委員さんお願いします。</p>
<p>推 進 委 員</p>	<p>推進委員をしております●●です。この案件ですが場所は■■■■■■■■の北側に隣接している農地でございます。ただ、備考にありますとおり、農業地には高額な値段だとは思いましたが本人がここで就農したいとのことなので問題はないと思います。場所は住宅地なため、今後他の目的に使用しないように随時パトロールしていく必要があると見てまいりました。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>続きまして、●●地区担当委員お願いします。</p>
<p>18 番 委 員</p>	<p>3 番ですが、先ほどの 28 号と関連して、31 号とも関連しておりますので、何ら問題ないと思います。</p>



	(休憩)
議 長	会議を再開いたします。番号6番を除く9番について質疑ございませんか。
7 番 委 員	7番、新田です。8番と9番の件ですが、畑ということですが何を栽培するのか、ハウスで栽培するのか、どういう販売ルートをとるのか、その辺を教えていただきたいと思えます。以上です。
事 務 局 長	8番と9番につきましては、先ほどご審議いただいた法人ですけれども、作るのはハウスを建ててパドロン、ビールのつまみになるものを販売する予定です。実際今もやっておりますけれども遠野のホップを使った■■■■■の系列で販売展開をしていく予定としております。
7 番 委 員	その■■■■■の系列、遠野に来て農業をするということについては時期が来ればやめていくという方が結構あるのですが、これだと全く問題ないような感じがしますが。問題ないですね。
事 務 局 長	問題あるかないか私はちょっと答えられませんけれども、今ホップが少なくなってきたということで、遠野はホップが出先農地ということもありましたからそれに向けて、実際まだ日本一かもしれないけれども、それで取り組んでいるものであります。9月議会で、多分市長も記者懇談会で出したと思えますけれども、この合併事業が出るものでして法人を設立し土地を取得するものであります。
7 番 委 員	はい、分かりました。
議 長	よろしいですか。その他質疑ございませんか。
	[「なし」と呼ぶ者あり]
議 長	質疑なしと認め質疑を終結いたします。暫時休憩いたします。
	(休憩)
議 長	会議を再開いたします。お諮りいたします。議案第29号は原案のとおり「可」とすることに異議ございませんか。
	[「異議なし」と呼ぶ者あり]
議 長	ご異議なしと認めます。よって、議案第29号は原案のとおり「可」と決しました。暫時休憩いたします。
	(休憩)
議 長	会議を再開いたします。
	【日程第5】
議 長	続いて日程第5、議案第30号、「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。
副 主 幹	12ページでございます。議案第30号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について、でございます。農地法施行令第7条第1項の規定により提出された下記の許可申請について、意見の決定を求めるものでございます。

	<p>番号1番、農家住宅の建築を目的とする農家住宅用地として転用しようとするものです。申請地は10ha以上の一団の農地であり第1種農地と判断しました。申請者は現在借家に居住されておりますが、定年を機に実家の隣接地に住宅を建築しようとするものです。申請地は母の居住する実家に隣接しており市道にも面しているため接道に問題なく、また、将来母の介護等が必要になった時のことを考えて当申請地を適地としたものであります。第1種農地は原則不許可ですが、農地法施行規則に規定する集落接続に該当するため例外的に許可できるものでございます。事業費につきましては自己資金により確保する計画であり、金融機関の残高証明書を確認しており、資金の確保は確実であると判断されます。</p> <p>番号2番、堆肥舎の建築を目的とする農業用施設用地として転用しようとするものです。申請地は農用地、第1種農地、第3種農地に該当しない第2種農地と判断しました。申請者は現在の鶏糞の堆肥舎が老築化し、消臭剤を使用しても匂いが発生するので、最新技術による匂いが発生しない堆肥舎を建築しようとするもので、鶏舎の近くであること、市道に接して交通の利便性が良いことから当申請地を適地としたものであり、第2種農地は第3種農地に立地困難な場合等で代替地のない場合に許可できるものでございますが、第1種農地の例外的に許可できる農地法施行規則に規定する農業用施設に該当するものでございます。事業費につきましては自己資金により確保する計画であり、金融機関の残高証明書を確認しており、資金の確保は確実であると判断されます。</p> <p>以上2件、農地転用許可基準から転用することはやむを得ないものと判断されるものでございます。ご審議よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、担当委員から現地確認調査結果の説明をお願いします。最初に●●地区担当委員をお願いします。</p>
5 番 委 員	<p>5番、佐々木と申します。8月17日9時半から、農業委員2名、推進委員3名、事務局3名で現地を確認いたしました。内容的には事務局が説明したとおりです。付け加えるのであれば申請人は長男で実家の前に住宅を建てて後々は介護を、という内容でございます。申請人の姉が傍におりまして、姉のほうがもう面倒を見切れないうことで、退職してこちらに来て家を建てるという内容でございます。よろしく審議をお願いします。</p>
議 長	<p>●●地区担当委員をお願いします。</p>
10 番 委 員	<p>10番、多田です。8月17日に事務局3名、推進委員2名と私で現地を確認いたしました。■■■■■を経営している方でございまして、ブロイラーではなく採卵でございます。堆肥舎の裏側に新しい堆肥舎を建てるということで、現在の堆肥舎の周りには民家もなくして誰にも迷惑をかけるような場所ではないと実際見てまいりました。大丈夫だろうということで判断してまいりました。よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>はい、ご苦労様でした。以上で現地確認調査結果の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第30号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第30号は原案のとおり「可」と決しました。</p>



	<p>確保は確実であると判断されます。 14 ページでございます。</p> <p>番号6番、一般住宅の建築を目的とする一般個人住宅用として転用しようとするものです。申請地は300m以内に公共公益的施設である駅があり、第3種農地と判断しました。申請者は現在の住宅が老築化し、また、今後の安定した生活のために新たに住宅を建築しようとするもので、国道に接し交通の便が良く小学校にも近く子供の通学に便利であることから当申請地を適地としたものであり、第3種農地は原則許可できるものでございます。事業費につきましては自己資金、融資により確保する計画であり、金融機関の残高証明書、融資事前審査書を確認しており、資金の確保は確実であると判断されます。</p> <p>以上6件、農地転用許可基準から転用することはやむを得ないものと判断されるものでございます。ご審議よろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、担当委員から現地確認調査結果の説明をお願いします。最初に●●地区担当、萩野推進委員さんをお願いします。</p>
推 進 委 員	<p>番号1番です。先ほどの議案第29号に出てきました場所と同じ■■■■■■■■の隣の土地でございます。周りは住宅街ですので何ら問題ないものと見てまいりました。よろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>●●地区担当委員をお願いします。</p>
11 番 委 員	<p>11番、佐々木です。2番3番について説明いたしますが、17日に現地確認を行っております。</p> <p>2番については先ほどから第28号、第29号で言われました方の一般住宅建築に伴う売買です。譲受人は、先ほども申し上げましたが、地元の自衛隊の役員や消防もやっておりますし、すぐそばで造林業をやっている方の従業員でもあるのですが、ですからその方が地元に戻っていただいたということだけでも地元にとっては大変良いことだと思って、何ら問題ないと思います。</p> <p>3番については4月20日に農地専門委員会のほうで農振除外の現地確認したところで、その後総会で決定いただいた場所でございます。譲受人の子供が多くて、今まで住んでいた住宅がかなり古いということで新たにすぐそばに建築して、祖父の面倒を見ながら生活をするということで何ら問題ないと思います。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	<p>●●地区担当委員をお願いします。</p>
14 番 委 員	<p>14番、田中です。4番の案件は先ほど事務局が説明したとおりでございます。場所は■■■に向って行って右側に■■■らしき建物がありまして、そのところを右側に入っていきますと■■■がございまして。その300m上のところに鉄塔を建てるものでございます。周りは立派な牧草地がありますけれども電牧をきちんとしておりまして、何ら問題ないと思っておりますのでよろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>●●地区担当委員をお願いします。</p>
6 番 委 員	<p>6番、佐々木です。17日に現地確認をしてまいりました。場所は●●と●●の堺りになります。現在、地目では田になっておりますが草地として使われている場所でした。片方には■■■■■■■■が併設されて、もう片方には通作路というもので、他の農地に影響はないかと思っております。なお、草地使用方法ですけれども車両の置く場所と通路には鉄板を引いて駐車したり通ったりするということですので、後の農地への復旧はスムーズに行われるものと思っております。問題ないと思っております。よろしくお願いたします。</p>

議 長	●●地区担当委員お願いします。
3 番 委 員	3 番、多田です。8 月 17 日に 6 名で現地を確認してまいりました。転用目的については事務局が説明したとおりでございます。場所は●●の■■■■■■■■、■のすぐ下のほうの国道沿いに■■■■■がありますけれども、そこから●●方面に 80m位の地点となります。ここは国道と一級河川の■■■■の間の土地で、田となっていますが現在は転作と言いますか、自己保全という形で、その周りには農地もないので何ら問題ないと判断してまいりました。よろしくお願ひいたします。
議 長	はい、ご苦労様でした。以上で現地確認調査結果の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。  [「なし」と呼ぶ者あり]
議 長	質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第 31 号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。  [「異議なし」と呼ぶ者あり]
議 長	ご異議なしと認めます。よって、議案第 31 号は原案のとおり「可」と決しました。10 分間休憩します。  (休憩)
議 長	会議を再開いたします。
議 長	【その他】 その他に入ります。委員の皆様からご意見、ご提案等ございませんか。  [「なし」と呼ぶ者あり]
議 長	それでは、事務局から。
事務局次長	事務局から何点か資料の説明をいたします。 1 つ目は、農地パトロールの実施報告と速報値の関連でございます。平成 30 年度農地パトロール（利用状況調査）について（実施報告）、ということで資料ご覧いただきたいと思います。1 に実施日および従事者ということで、このように取り組みをしていただきました。2 に調査結果ですが、A 分類が新たに 28 筆で合計が 48 筆 58,700 ㎡。B 分類が一覧表には 54 筆で調査を行いました。そして新規に把握ということで 111 筆、合計で 165 筆 316,375 ㎡ということでございます。解消が確認されたところが 16 筆 23,408 ㎡となります。今回調査をした土地 229 筆 398,483 ㎡となっております。今後は内容を整理しまして利用意向調査に向かうわけですが、非農地判断に向かうわけですが、地域推進班で対策を検討していただいて、全体の検討会で検討していただいて、その後市のほうに報告ということで再生協と協議ということになります。裏は詳細の各地区別内容となっておりますのでご利用願ひしたいと思います。 もう 1 つ、農地相談会。平成 30 年度農地相談会実施要項という資料をお出ししておりますが、こちらのほうで会場のご確認をいただきたいと思います。11 月 2 日の松崎につきまして委員さんから都合が悪いとお話が出ておりましたので、ちょっと調整をいただきたいと思います。今 1 カ所出ておりますので皆様方にもご確認いただければと思います。ウの部分に記載してございますけれども、農業者年金の相談も含めての開催を計画してございます。 次ですけれども、平成 30 年 7 月豪雨災害義援金のお願い、ですが、農業会議のほうから農業委員会組織として義援金に取り組むということで通知がありまして、8 月 22

